

議案第 11 号

〔改定〕勝山市都市計画マスタープランの策定について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項に基づく〔改定〕勝山市都市計画マスタープランを策定したいため、勝山市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 21 年勝山市条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 23 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

第 6 次勝山市総合計画に即し、勝山市の都市計画に関する基本的な方針を示す都市計画マスタープランを改定するため、この案を提出する。